

特定生産緑地（武蔵野市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定において準用する第10条の2第4項の規定に基づき、次のように公示する。

令和7年1月31日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

番号	位 置	特定生産緑地の面積
12-1	吉祥寺北町四丁目地内	138 m ²
12-2	吉祥寺北町四丁目地内	895 m ²
73-1	桜堤三丁目地内	1,273 m ²
85-1	境南町四丁目地内	334 m ²
85-2	境南町四丁目地内	152 m ²
85-3	境南町四丁目地内	178 m ²

「区域は解除図表示のとおり」